

**産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
製品安全小委員会
及び 消費経済審議会 製品安全部会
合同会議**

議事録

開催日時：令和6年10月23日（水）13：00～15：00

開催場所：オンライン会議

＜出席者＞（敬称略、順不同）

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

早川	吉尚	立教大学大学院法学研究科 教授
神山	久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
釘宮	悦子	消費生活アドバイザー
坂本	織江	上智大学理工学部 准教授
西田	佳史	東京科学大学工学院機械系 教授
野々内さとみ		全国地域婦人団体連絡協議会 理事
藤野	珠枝	主婦連合会
古田	英雄	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
安好	寿也	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
山内	洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
遊間	和子	株式会社国際社会経済研究所調査研究部 主幹研究員

消費経済審議会 製品安全部会

鷺田	祐一	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
青柳	恵美子	消費生活アドバイザー
神山	久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
関	成孝	一般財団法人製品安全協会 専務理事
田辺	恵子	主婦連合会環境部 副部長

古田	英雄	独立行政法人製品評価技術基盤機構	理事
南木	みお	南木・北沢法律事務所	弁護士
唯根	妙子	消費生活アドバイザー	

オブザーバー

一般社団法人大手家電流通協会
オンラインマーケットプレイス協議会
一般財団法人家電製品協会
一般財団法人製品安全協会
一般社団法人日本ガス石油機器工業会
一般社団法人日本玩具協会
一般社団法人日本リユース機構
一般社団法人日本リユース業協会
一般社団法人日本貿易会

<配付資料>

議事次第

委員名簿（産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会）

委員名簿（消費経済審議会 製品安全部会）

資料1 製品安全4法改正を踏まえた制度整備について

資料2 携帯液化石油ガス用バーナー（いわゆるガストーチ）の特定液化石油ガス器具等
への指定について

<議事>

（1）製品安全4法改正を踏まえた制度整備について【審議・報告】

（2）携帯液化石油ガス用バーナー（いわゆるガストーチ）の特定液化石油ガス器具等への指定について【審議・報告】

開会

○佐藤課長 それでは、定刻になりましたので、開始させていただきたいと思います。

私、事務局の経済産業省製品安全課長の佐藤と申します。本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（第16回）及び消費経済審議会 製品安全部会（第22回）の合同会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

前回同様、会議につきましては、Teamsによるオンラインで開催させていただいております。また、YouTubeにて議事をリアルタイムで配信・公開させていただいているところでございます。

まず、開催に先立ちまして、経済産業省技術総括・保安審議官の湯本から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○湯本審議官 技術総括・保安審議官の湯本でございます。

本日は、鷺田部会長をはじめとして、委員の皆様方、オブザーバーの皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。また、常日頃より、製品安全行政に関し、御理解・御協力いただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

さて、前回、8月27日の合同会議では、今般の消費生活用製品安全法の法改正後の制度整備における論点といたしまして、子供用特定製品や、海外事業者が選任する国内管理人の要件などについて御審議いただきました。あわせて、いわゆる「ガストーチ」と呼ばれます製品の規制対象化についても併せて御審議いただいたところです。

委員の皆様からは、特に、3歳未満向け玩具の早期の規制対象化や、子供用特定製品のマークのデザイン案、国内外への制度周知の在り方といったところについて、多くの御意見・御指摘を賜りました。

こうした御意見を踏まえまして、事務局で検討を深めてまいりましたので、本日、改めて御指摘等を頂ければと思います。

特に、子供用特定製品への指定に関しましては、消費生活用製品安全法上、消費経済審議会への諮問事項となっております。本日は、3歳未満向けの玩具や乳幼児用ベッドの

指定に向けた御審議を頂ければと考えております。

そのほか、技術基準の方向性、子供用特定製品のマーク案、また、ガストーチの規制対象化及び規制基準の案につきましても、それぞれ考え方を整理しております。

これら新しい制度が円滑かつ実効性を持って運用できるよう、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜ればと存じます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤課長 ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、前回同様、消費経済審議会 製品安全部会の鷺田部会長にお願いしたいと考えてございます。鷺田部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○鷺田部会長 よろしくお願いいたします。鷺田です。

では、まず、事務局より、委員の出欠の報告、議事の取扱いについての御説明をお願いいたします。

○佐藤課長 ありがとうございます。本日の委員の皆様の御出欠状況につきましては、消費経済審議会 製品安全部会、産業構造審議会 製品安全小委員会、双方の委員を兼任いただいております倉貫委員から御欠席の御連絡を頂戴してございます。その他の委員の皆様におかれましては、御出席いただいているところでございます。

また、議事の扱いについてでございますが、本日はオンラインでの開催としておりまして、YouTubeでの議事の動画配信を行っているところでございます。議事の動画につきましては、会議終了後においても、経済産業省ホームページで掲載させていただくとともに、事務局にて議事録を作成させていただきまして、委員の皆様の御確認の上、後日、経済産業省ホームページで掲載させていただければと考えております。御認識いただければと思います。

以上でございます。

○鷺田部会長 ありがとうございました。

両会とも委員の出席者が過半数を超えており、それぞれ成立することを確認いたしました。

では、引き続いて、本日の配付資料の確認を、再び事務局よりお願いいたします。

○佐藤課長 事務局でございます。

配付資料につきましては、今映させていただいてございますが、議事次第、委員名簿、

資料１、資料２となります。

委員の皆様には、事務局から事前にお送りさせていただきましたPDF資料を御参照いただければと思います。また、資料の説明時におきましては、説明に沿いまして資料を画面に投影させていただきますので、こちらも必要に応じて御参照いただければと思います。

もし通信の不具合や御不明な点などございましたら、電話やチャット機能などをお使いいただきまして、事務局にお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○驚田部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事を進めたいと思います。

事務局より、議題（１）及び議題（２）について、まとめて説明をお願いいたします。

○佐藤課長 改めまして、事務局の経済産業省製品安全課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

早速でございますが、説明に入らせていただきたいと思います。

今、議事次第を映させていただいてございますが、本日、議事は大きく２つございます。

議事の１つ目でございますが、「製品安全４法改正を踏まえた制度整備について」ということで、こちらは資料１でございます。

議事の２つ目、大きな（２）番でございますが、携帯液化石油ガス用バーナー、いわゆるガストーチに関連するもので、こちらは資料２でございます。

まず、資料１を御覧いただければと思います。

タイトルといたしまして、「製品安全４法改正を踏まえた制度整備について」という資料でございます。

１枚おめくりさせていただきまして、右下２ページ目でございます。

こちらのページにつきましては、前回の御審議は８月でございましたので、時間もやや空いておりますので、前回の議論の振り返りのために整理させていただきましたページでございます。

前回におきましては、法改正を踏まえましたがポイントといたしまして、上のほうでございますが、大きく子供用特定製品に係る措置、加えまして、下のほうでございますが、海外事業者に係る措置につきまして御審議いただきました。

頂戴しました御意見についてでございますが、まず、上の子供用特定製品についてでございます。

前回、特に、誤嚥等による事故が、３歳未満のお子様集中して起きてしまっていると

いったことを御紹介申し上げまして、3歳未満向けの玩具について、規制対象とする優先度が高いのではないかとといったことを、私ども事務局から御紹介させていただきました。

最初の●でございますが、こちらにつきましては、おおむね皆様から、早期に規制の対象とすべきとの御指摘を頂いたかと思っております。

2つ目の●でございますが、その際、3歳以上でも事故は発生していることも踏まえまして、規制対象を6歳までに広げることを今後検討していくべきといった御指摘も頂きました。

3つ目の●でございますが、3歳未満を規制対象とした場合であったとしても、事業者側が製品の対象年齢を上げて、規制対象となることを回避することがないように、同種の製品がどうなっているかといったことをチェックしていくことが必要ではないかといった御指摘も頂いたところでございます。

4つ目の●でございますが、玩具以外の製品につきましても、規制対象としていくことを今後しっかり検討していくべきといった御指摘を頂きました。特に、注意喚起による効果が高いものにつきましては、今後、子供用特定製品に指定していく必要性が高いのではないかとといった御指摘も頂戴したかと思います。

その下の5つ目の●でございます。こちらは委員の皆様から一番多く御指摘を頂戴いたしましたが、子供用特定製品に付するマークにつきましては、消費者の皆様などにしっかり認知いただけるようなマークにすべきではないか、イラストのほうがいいのではないかとといった御指摘も頂戴いたしました。

その下の●でございますが、法律や制度施行後の執行面、運用面に関する議論といたしまして、保護者の皆様や託児所等への周知啓発も必要といった御指摘を頂きました。その際、製品側だけで100%の安全確保はできないため、消費者の皆様御自身も安全な使い方を自ら考えて行動いただくことが重要ではないかといった御指摘も頂きました。

その下でございます。制度導入以降といったところでございますが、規制手法を検証していくべきではないかといった御指摘、また、小売の現場で混乱がないようにといった御指摘や、中古品の安全確保についても御指摘を頂いたところでございます。

大きな2つ目がその下でございます。海外事業者に係る措置についてでございます。

最初の●でございますが、今回の制度改正、法改正によりまして、国内管理人というものを措置させていただきました。国内管理人の基準案について、前回の審議会でお示しいたしましたが、実効性が高まるように基準を検討すべきであるといった御指摘を頂戴いた

しました。

2つ目の●以降でございますが、その際、事業者の負担軽減の工夫も検討すべきといった御指摘や、海外の規制動向も踏まえた制度の検討、また、一番下でございますけれども、法改正をしたことにつきまして、海外事業者への周知といった活動もしっかり行っていくべきであるといった御指摘を頂戴しました。

1枚おめくりいただければと思います。右下3ページ目でございます。

その上で、本日、御審議いただきたい事項といたしましては、冒頭、湯本からの挨拶でも触れさせていただきましたが、規制対象となる子供用特定製品への玩具の指定について、御審議を賜れればと考えてございます。

前回までの御審議を踏まえまして、まずは3歳未満向け玩具につきまして、スピード感を持って指定できないかと考えてございます。

1枚おめくりください。4ページ目でございます。

青枠内でございますが、今ほど申し上げましたとおり、誤飲や、それによる窒息といった痛ましい事故のおそれが顕在化しており、早急に対応が必要な3歳未満向け玩具を、まずは子供用特定製品に指定できないかと考えているところでございます。

その際でございますが、4ページ目の下のほうに点々で囲った四角がございます。これは法律の条文そのものでございますが、数字の「4」と書いてある部分を御覧いただければと思います。

子供用特定製品は、法令上、特定製品のうち指定することとされていることから、特定製品に指定させていただいた上で、子供用特定製品に指定させていただきたいと考えているところでございます。

考え方でございますが、上の「特定製品への指定について」の下のほうに※印を描かせていただいております。

玩具につきましては、日本国内における業界の自主基準があることや、海外においても、多くの国で規制が課されていることから、一定の安全性が確保されているものと想定されるため、消費生活用製品安全法上、規制対象製品は丸のマークとひし形マークがございしますが、第三者による検査を要するひし形マークである特別特定製品までの指定はしないということにさせていただければと考えてございます。

また、その下でございますが、「子供用特定製品への指定について」ということで、こちら※印を御覧いただければと思います。

3歳未満向けの玩具につきましては、子供による乱雑な使用状況にさらされることが想定されることから、技術基準への適合に加えまして、正しい使用方法に係る警告を保護者の皆様などに適切に伝える必要性がある製品と認められることから、子供用特定製品に指定することが適切ではないかと考えているところでございます。

なお、この4ページ目に、漢数字の「十三」と書かせていただいて、四角囲いをさせていただいてございます。こちらは、現状の法令上の書きぶり、規定ぶりの案でございますが、現在、本日も含めた審議会における御審議と並行させていただきまして、法令上の書きぶりについても整理させていただいているところでございます。このため、大変恐縮ながら、書きぶりは変更の可能性がございますが、3歳未満向けの玩具を、規制対象である子供用特定製品に指定することにつきまして御審議いただければと考えてございます。

1枚おめくりいただければと思います。5ページ目でございます。

こちらは御参考でございますが、今般、指定させていただきたい3歳未満向け玩具の例示でございます。

例えば、一番上でございますが、小さいお子様がかんだり、なめたり、2つ目の欄でございますけれども、つかんだり、握ったり、聴覚や視覚に働きかけるような製品が、現状でも市場で流通しているかと思っております。これらの製品の安全をしっかりと確保すべく、取組を進められればと考えているところでございます。

1枚おめくりいただければと思います。6ページ目でございます。

3歳未満向け玩具の技術基準の案でございます。こちらにつきましては、国際規格でもございますISOの規格なども参考にさせていただきまして、省令におきまして、6ページ目の四角の中のような事項を性能規定的に定めさせていただければと考えてございます。

具体的には、記載のとおりでございますが、例えば、一番上の●でございます、子供の使用に耐える強度や安定性があることや、1つ飛ばさせていただきまして、3つ目の●でございますが、ひもによる首締めや、前回も議論に出ましたけれども、小部品の誤飲等による窒息のおそれがないこと、また、下から2つ目でございますが、聴力を損なうようなおそれがないことなどを、省令におきまして定めさせていただければと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページ目でございます。

技術基準自体につきましては、性能規定化をさせていただきまして、要求性能を満たすことにつきましては、企業の皆様、事業者の皆様御自身に御確認いただくということにな

ります。

その際でございますが、消安法等においては、要求性能を満たすことを確認することが可能な参考となる規格を「整合規格」として、解釈においてお示ししている場合もございます。玩具につきましても、今回、そういった運用の例を参考にできればと考えてございます。

具体的にはということで、2つ目の●を御覧ください。

玩具の物理的な安全規格は、国際規格であるISO8124や、玩具の安全性に関する規格として使用されたり、国内に輸入される多くの製品にも使用されております欧州のEN71、アメリカのASTM F963といった規格もございます。

3つ目の●でございますが、これらの規格につきましては、シンガポールやオーストラリアにおいても法的拘束力を持つ規格とされているほか、その下の●にございますとおり、日本においても、日本百貨店協会様が発行される玩具の安全に関するガイドブックにおいて、玩具の安全性を計る規格として御紹介されているところでございます。

こうした実態を踏まえまして、一番下の●でございますが、ISO、EN、ASTMの規格を、玩具の技術基準に適合する整合的な規格として明示してはどうかと考えているところでございます。

1枚おめくりいただければと思います。8ページ目でございます。

こちら、今般の制度改正、法改正によりまして、併せて措置をさせていただくことといたしました使用年齢基準及び警告表示の案でございます。

上のほうの使用年齢基準につきましては、前回の審議会の際も、海外のガイドラインを少し御紹介申し上げましたが、そちらを参考に一案作成させていただいてございます。

例えば、上から2つ目でございますが、広告における対象年齢に矛盾しないこと。イメージとしましては、赤ちゃんのような小さいお子様を広告やパッケージで使っているのに、10歳以上向けの製品ですよといったことがないようにすること。

その下の●でございますが、類似する多くの製品に設定された対象年齢に矛盾しないこと。

一番下でございますが、実際に購入されるであろう保護者の皆様などが合理的に推測できる年齢に矛盾しないこと。

こういったことを使用年齢基準の案としてお示しできればと考えてございます。

その下、警告表示案のイメージでございます。こちら、国際規格などを参考に、一案整

理させていただいてございます。

例えば、上から4つ目でございますが、長いひもがあるような製品につきましては、ひもが首を絞めてしまうおそれがあるという旨をしっかりと表示いただく。

一番下の例でございますが、ヘルメットなどの保護具を模したおもちゃにつきましては、保護具そのものではございませんので、保護機能はないということをしっかりと明記いただく。

また、一番上に戻っていただきまして、今般の法改正を踏まえまして、対象年齢の表示や、保護者の皆様の見守りが必要である製品である旨を表示いただく。

こうしたことを現在検討しているところでございます。

1枚おめくりいただければと思います。9ページ目でございます。

玩具につきましては、その流通形態なども踏まえまして、法律の施行前に製造ないしは輸入された製品につきましては、販売規制の対象外とすることを検討してございます。

このため、2つ目の●にございますとおり、法律の施行後、一定期間は、同じ製品でございまして、マークが付されている製品と付されていない製品が併存するという事になってまいります。前回の審議会においても、オブザーバー団体の皆様から、現場で混乱がないようにしてほしいといった御指摘を頂戴したかと思っております。

こちらにつきましては、上から3つ目の●に2つほどーがございまして、上のほうのーでございますが、例えば、PSマークがない製品であったとしても、法律の施行前に製造等された製品であれば、違法に当たるものではないことを明確化させていただくとともに、施行日前に製造されたことを確認するためのエビデンスとしまして、例えば、仕入れ日の記載のある契約書などが想定されるといったことを、私ども、例示なりでしっかり御説明していくことが必要かなと考えてございます。

また、その下のーでございますが、PSマークがなくても、ISOやENを踏まえたSTマークやCEマークを取得されている製品もあるかと思えます。こうした製品につきましては、一定の安全性が確保されていることなど、本制度改正に関します正確な情報をしっかりと発信・周知させていただくことによりまして、混乱なきように取り組めればと考えているところでございます。

以上、9ページ目までが、主に玩具に関する論点でございました。

10ページ目以降は、玩具以外の子供の特定製品全般を含めた論点でございます。

11ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、前回の審議会の際に、一番多く

御指摘を頂戴した点でございますが、子供用特定製品のマークの案でございます。

前回、8月のときには、多くの皆様から、イラストのほうに分かりやすい、いいのではないかといた御指摘を頂戴いたしました。

こうした御指摘を踏まえまして検討したものが左側の案1でございます。イラストを少し用いさせていただいた案でございます。

また、前回、8月のときは、アルファベットを使わせていただく案をお示ししましたが、平仮名の案ということで、案2でお示ししております。「こ」というのは、子供の「こ」でございます。

2案お示しさせていただいてございますが、前回も御指摘を頂戴しましたけれども、消費者の皆様や販売事業者の皆様の目につきやすい、イメージしやすいという観点で、本日もまた御指摘を頂戴できればと考えてございます。

続いて、12ページ目でございます。こちらは、乳幼児用ベッドの子供用特定製品への指定についてでございます。

最初の●の4行目、字がちょっと小さいのですが、※印を御覧いただければと思います。

乳幼児用ベッドという製品につきましては、4行目の※印にございますとおり、昭和51年におきまして、既に消費生活用製品安全法上の規制対象である特別特定製品、ひし形マークの対象製品に指定されている製品でございます。

他方、2つ目の●にございますとおり、近年におきましても、ベッドに寝かせていた乳幼児が落下してしまうといった事故なども発生しているところでございます。製品側におきまして、技術基準にしっかり適合していただくことに加えて、改めて注意喚起や、正しい使い方を消費者の皆様にご認識いただく、御理解いただくことも必要な製品ではないかと考えているところでございます。

先ほど玩具のところで少し御紹介申し上げましたが、今般創設しました子供用特定製品は、子供の生活の用に供される製品であり、かつ、使用方法の表示や、危害の発生を防止するための表示が必要なものという形で定義させていただいてございます。

今ほど資料を御覧いただいておりますが、乳幼児用ベッドにつきましては、2歳以下のお子様が使う製品でございまして、また、先ほど少し申し上げましたとおり、正しい使い方を御理解いただくことが必要な製品でもあると認識してございますので、乳幼児用ベッドにつきましても子供用特定製品への位置づけが適當ではないかと考えているところでございます。こちらも御意見を頂戴できればと思います。

14ページ目は、こうしたことを踏まえました今後のスケジュールのイメージ案でございます。

本日、10月23日でございますが、消費経済審議会・産業構造審議会におきまして、3歳未満向けの玩具及び今ほど申し上げました乳幼児用ベッドにつきまして、子供用特定製品に指定することについて御審議いただければと思っております。

冒頭、御挨拶でも少し言及申し上げましたが、子供用特定製品の指定につきましては、消費生活用製品安全法上、消費経済審議会への諮問事項とさせていただいております。このため、御審議の上、その中身につきまして御了解いただけたら、法令上の書きぶりが固まったタイミングで、諮問・答申の手続を書面にて行わせていただければと考えてございます。

あわせて、今ほど少し御紹介申し上げましたマークの案や技術基準の省令の案についても定めさせていただきまして、今後の周知活動に入っていければと考えてございます。

資料1は以上でございますが、大変恐縮でございますが、資料2も続けて御説明申し上げて、御指摘等賜れればと思います。

資料2を御覧いただければと思います。携帯液化石油ガス用バーナー、いわゆるガストーチと言われている製品についてでございます。

1枚おめくりいただければと思います。右下2ページ目でございます。

こちらやや前回の振り返りにて恐縮でございますが、前回、8月の審議会におきまして、携帯液化石油ガス用バーナー、いわゆるガストーチを規制対象化することにつきましては、委員の皆様から賛同が頂戴できたかなと考えてございます。

前回頂いた主な御意見を真ん中に四角で少し整理させていただいております。

一番上の●でございますが、ガストーチの規制はぜひ行ってほしいといった御指摘を頂戴いたしました。

また、2つ目の●でございますが、事故が起きていることについて、消費者に対して、もっと注意喚起や周知をしてほしいといった御指摘も頂戴いたしました。

一番下の●でございますが、前回の審議会の際に、業界団体様と私ども国とで協力して作成いたしました注意喚起のチラシなども御紹介しましたところ、大変ありがたいお声を頂戴しましたが、業界団体の皆様から、自分たちのお客様にも周知できますといったお声なども頂戴したかと思えます。

1枚おめくりください。3ページ目でございます。

改めてでございますが、携帯液化石油ガス用バーナー、いわゆるガストーチについては、L P ガス器具を規制する液石法という法律がございます、こちらの規制対象製品であります特定液化石油ガス器具等に指定することが適当ではないかと考えてございます。

一番下に点々がございます。これは液石法の条文でございますが、特定液化石油ガス器具等は、数字の「8」と書いてあるほうでございます。規制対象製品は丸形とひし形がございます、8はひし形の対象製品でございますが、ひし形の対象製品につきましては、液化石油ガス器具等は丸形の規制対象製品でございます、丸形のうちから政令で定めるとされておりますので、丸形の規制対象に指定するとともに、ひし形の規制対象に指定させていただければと考えてございます。

1枚おめくりいただければと思います。4ページ目でございます。指定についての考え方でございます。

真ん中ほどのところで●が4つほど御覧いただけるかと思います。

最初の●でございますが、ガストーチの製品につきましては、一般消費者様などが使用する機器であり、近年、使用に伴う火災事故が多く発生しているところでございます。

1つ飛ばさせていただきまして、3つ目の●でございますが、現状においては、法的な規制は存在しないことから、技術基準などを定めまして、その安全性を確保する観点から、規制対象に指定することが必要ではないかと考えているところでございます。

その際、改めまして、こちら一番下、点々の数字の8の部分を御覧いただければと思います。

先ほど申し上げましたひし形マークの規制対象製品の定義でございますけれども、下線が引いてございますが、構造、使用条件、使用状況等から見て、災害の発生のおそれが多いと認められる製品を、ひし形マークの規制対象という形で定義させていただいてございます。

上の●が4つございますところの4番目の●を改めて御覧いただければと思います。

ガストーチにつきましては、ガスボンベに直接接続して用いる構造でありまして、ガス漏れなどが発生しやすい構造であること、また、2つ目のーでございますが、消費者の皆様が手に持って使用する製品でございますので、危険な火災事故などにつながる可能性があること、また、その下でございますけれども、繰り返しになりますが、事故件数が増加傾向にあることから、ひし形マークの要件に合致すると考えておりますので、特定液化石油ガス器具等、ひし形マークの規制対象製品に指定することが適当ではないかと考えてい

るところでございます。

なお、その下に※印がございます。カセットボンベに接続するといった類似の構造を有します液化石油ガスこんろ、いわゆるカートリッジガスこんろと言われる製品につきましては、昭和43年に同じくひし形マークの規制対象製品に指定させていただいてございます。構造なども似ているといったこともございまして、今般のガストーチにつきましても、ひし形マークの規制対象製品への指定ができないかと考えているところでございます。

5 ページ目を御覧いただければと思います。こちらは前回もお示しいたしましたが、当該製品による事故の件数でございます。

近年、製品の普及と併せまして、増加傾向にあるといったことが改めて御確認いただけるかと思います。

6 ページ目でございます。

指定に際しましては、実際に事故が多発している製品を指定することが適切と考えてございます。

このため、例えば、6 ページ目の左下に図を少しつけさせていただいてございますが、配管工事用としてガスホースを介して取り付けるような製品もございますけれども、このような製品の場合は、ガス漏れによる事故の主な原因の一つは、容器を傾けて使用すること、こうした使用があまり想定されないことや、真ん中に上・下で図がございまして、下の図を御覧いただければと思いますが、容器の接続部と火炎が出るところまでの距離が一定以上長い製品もございます。こういった製品につきましては、仮に向かい風などを受けたとしても、容器が加熱等されずに、引火や容器爆発のリスクが低いとされているところがございます。

また、右下でございしますが、容器内に吸収剤が封入されまして、漏えい防止のための加工がなされているような製品、また、ボンベとねじ式で接続するような製品はガス漏れが起きにくいといった構造にもなっております。

こうしたことから、これらの製品は規制対象から除くとさせていただいた上で、他方で、事故が多発している製品を、規制対象として、しっかり捉えていくといった対応が取れればと考えてございます。

7 ページ目でございます。安全確保のための技術基準についてでございます。

先ほどの玩具とやや似ているところがございしますが、液石法、L P ガスの法律におきましても、技術基準は省令において性能規定化されてございます。下に 3 つ四角がござい

すが、真ん中の四角でございます。性能規定化された内容を満たす技術的内容につきましては、別途、規定がされているところでございます。このため、事故の実態などを踏まえました必要な事項を、技術的内容という形で定められればと考えてございます。

具体的には、7 ページ目の下の3つの四角の左側の四角をまず御覧いただければと思います。

事故の主な原因や使用上の主な課題を整理させていただいてございますが、一番上のポツでございます。接続部に用いられるOリングの不具合や品質不良によるガスの漏えいが事故の原因の一因とされているところでございます。

このため、右側の四角の一番上の一でございますが、Oリング等の部材について、ガスや熱による影響に耐えるといったことを定められればと考えてございます。

また、左側の2つ目のポツに書いてございますとおり、傾けて使用することで、ガスが気化されずに漏えいしてしまうことを防ぐため、こちらも一番右側に飛んでいただきまして、上から2つ目の、製品に気化する機能を持たせること、左側の上から3つ目のポツの、使い方が確認できる説明資料が不足しているといった課題もございますので、右側の3つ目の一でございますが、燃焼器、対象製品には取扱説明書が添付されていることなどを定められないかと考えてございます。

最後、8 ページ目でございます。スケジュールについてでございます。

本日も御審議を頂戴した上で御了解いただきましたら、液石法につきまして、政令改正の手續をさせていただければと考えてございます。

その際、先ほど少し申し上げましたように、本製品はひし形マークの規制対象製品とさせていただきます。ですので、第三者機関でございます登録検査機関による検査をクリアした製品でないと、マークを付して販売することはできないという制度上の仕組みになってございます。

このため、規制がスタートする政令の施行前に、登録検査機関の登録などに関する必要な措置を講じる必要がありますことから、政令を公布させていただいてから2か月間程度をこの登録に係る手續期間とさせていただければと考えてございます。公布日から2か月程度経過後に政令を施行するという形を検討しているところでございます。

なお、ガストーチにつきましては、在庫品の保持期間なども考慮いたしまして、施行から1年程度、経過措置期間を設けられればと考えてございます。

すみません。説明が長くなってしまいましたが、資料1、2の説明は以上でございます。

御指摘を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○鷺田部会長 ありがとうございました。

それでは、内容が少し多岐にわたりますが、ただいまの御説明につきまして、質疑及び意見交換の時間を取りたいと思います。

今回も委員の先生方がたくさんおられますので、まずは、消費経済審議会の委員の皆様から御意見を頂き、その次に、産業構造審議会の委員の皆様から同様に頂戴したいと思います。その上で、オブザーバーの各団体の皆様からも、御意見があればお願いしたいと思います。

それでは、発言を希望する委員の方は挙手ボタンを押していただければと思います。

まずは、消費経済審議会の7名の委員の皆様を中心をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、神山委員、お願いいたします。

○神山委員 両方の審議会に所属しております神山でございます。

御説明ありがとうございました。

まず、P S Cマークですが、これはマークの意味を知らない消費者が多い。つまり、一般消費者に認知されにくいマークであると思います。重要なマークなので、例えば、学校の家庭科の教科書には、マークとその意味が掲載されているのですが、アルファベットのマークのみなので、習っても覚えていない人がほとんどだと思います。

今、パワーポイントに資料が出ていますが、御提示の子供用特定製品のマークは、イメージとして、例えば、子供の顔が描かれたイラストの案1であれば、幅広い年齢層や関係者が理解しやすいマークになると思われました。

それから、御説明の中で、乳幼児用の玩具などの子供用製品にはひし形マークはつけない、つまり、特別特定製品にはひし形マークはつけないという御説明がありました。しかし、今後、どんな製品やどんな業者が出てくるか分かりません。現在のところは、つけないという理解でよろしいでしょうか。これが1つ目です。

ガストーチのほうですが、まず、ガストーチ自体に事故が大変多いという注意喚起の情報提供がより必要であると思いました。その上で、液石法上の機器などに指定して、特に事故が多発している製品を規制対象にすることに賛成いたします。こちらはひし形マークで規制するということで、ガストーチは輸入品も多いということですので、できれば最初は、国内の限定した登録検査機関で検査を進めるようにすればいいのではないかと思います。

した。

以上となります。よろしくお願いします。

○鷺田部会長 ありがとうございます。マークの件とガストーチの検査の件ですね。あと、ひし形マークの在り方ということで、後ほどお答えをお願いいたします。

ほかに御意見のある委員の方、お願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

青柳委員、お願いいたします。

○青柳委員 青柳でございます。

御説明ありがとうございます。

私も、玩具のマークで、今映していただいているところですが、案1のほうが非常に親しみやすく、分かりやすくいいと思います。

これは難しいのかもしれないのですが、現在のこのマークですと、何か赤ちゃんのイメージで、とりあえず3歳未満ということですので、これで問題ないと思うのですが、冒頭に、6歳まで対象を広げることも検討するとありましたので、もし対象年齢が上がった場合には、この赤ちゃんのマークと、さらに、もうちょっとお兄さん・お姉さんになった子供のイラスト版みたいなマーク、2つのマークを併用するみたいなイメージを持ってもよろしいのでしょうか。そのあたりを伺ってみたいと思いました。

案1に反対するものではありません。よろしくお願いいたします。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

続きまして、唯根委員、お願いいたします。

○唯根委員 ありがとうございます。私も、今のお2人の御意見と同様で、子供用特定製品のマークについては、案1のほうが分かりやすいと思いました。

多くの消費者の方に関心を持っていただくためにということで、広報については、マークが決まりましたら、できるだけ早くお願いしたいと思います。特に、今は公共施設や交通機関やバリアフリー関係のところで障がい者の方々だけでなく、ベビーカーをお使いになる方が増えましたので、そのような場所や、エレベーターの内部なども含めて乗り物などにまずはこのマークを知っていただくための広報をしていただいたりするのがいいのかなと思います。そのときに、マークだけや説明だけですとなかなか意味や内容を読んでいただけませんので、これから使われる製品のメーカーさんなどに協力要請していただい

ったのですが、イラストでも図でもいいのですが、こういうものにこれから暗線マークが付くということを事前に多くのところで情報提供をお願いしたいと思っております。

ガストーチについては、この前も申し上げたと思うのですが、事故を起こしやすい製品であるとか、今後、新しい製品に買い換えたときに、古いものの廃棄の仕方が分からないといったことで悩むことがないように、処分の仕方などについても、ぜひ広報を併せてしていただけないかなと思っております。

以上です。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見など頂ければと思います。

南木委員、お願いいたします。

○南木委員 南木でございます。

御説明ありがとうございました。

子供用特定製品のマークにつきましては、既に御意見がありましたとおり、私も、案1はビジュアル的に非常に分かりやすいと思いました。また、非常に親しみやすいので、「あ、このマークってどういう意味かな」ということで、注意喚起の効果も高いように思います。

乳幼児用ベッドにつきましては、もともと特別特定製品ということで、ひし形マークの製品として既に指定されているということで、なおかつ子供用特定製品に指定されるということですが、その意味合いというか、それによって、どういった効果が得られるかといったところについて、少し御説明いただければと思いました。よろしくをお願いいたします。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

関委員、お願いいたします。

○関委員 製品安全協会の関でございます。

どうも御説明ありがとうございました。

乳幼児製品の対象を拾うということで、今回、玩具からその規制をかけていくという方向に関しては理解したところでございます。

他方で、この2～3年、乳幼児の睡眠用の製品については、欧米で規制が強化されています。それらの動きがあるので、日本は遅れないようにすべきだと考えております。

国際的にビジネス競争にさらされている通販事業者のウェブを見たときに、米国のウェブにはないけれども、日本のウェブでは売っているといった製品があったりします。それ

を注意深く見ますと、アメリカの安全基準にはまず適合しないであろう、窒息や転落のリスクが高いと思われる製品が実際に販売されているという事実がありますので、これは放置しておくべきではなかろうと考えます。

また、このような製品は個別に安全基準が定められており、実は玩具の中でも個別に安全基準が定められているようなものがありますが、それらを玩具一般と同じように扱うのは適切ではなく、欧米がされているように、在庫品であっても、あるいは中古として市場に出ているものであったとしても、一定の猶予期間の後は、全て強制規格の対象とするといった対応を取るべきと考えています。

個別に安全基準を設ける際には、海外の基準等を基本に、強制規格をつくるということをおっしゃっていますが、個別の製品に関しては、国内において、それでオーケーということには決してならないと考えています。

実際に、これまで役所が示した資料の中で、ベビーカーについては指挟みの話が、だっこひもに関しては転落の話が例示されていましたが、そのいずれも、日本においては、国際基準、あるいは欧米の基準よりももっと厳しい安全要件を求めているのです。そういう実態を踏まえると、国際基準ならオーケーということには決してならないので、個々に見ていく必要がある。

S G基準は、国内の需要を考えた上で、事業者の皆様だけでなく、流通事業者、検査協会、消費者の代表の方々、政府の方々、皆さんが集まって基準の制定や改正を行っているわけですが、この基準の制定・改正作業を支えているのは、事業者さんが負担されているS Gマーク使用料金なのです。なので、政府の基準の制度設計及び運用がS G基準にただ乗りするような形になってしまうと、あるいはただ乗りを推奨するような形になってしまうと、S Gマーク制度そのものが継続できなくなるということで、制度設計の際には十分に考慮していただければと考えています。

以上です。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

御発言いただければと思うので、お名前を挙げさせていただきます。田辺委員、いかがでしょうか。

○田辺委員 御説明ありがとうございました。

輸入品について、C Eマークというものが現在ございますが、例えば、マークを併用して使うことについてはどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○鷺田部会長　　ありがとうございます。

古田委員、いかがでしょうか。

○古田委員　　古田です。

説明ありがとうございました。

タイトなスケジュールの中で、関係の皆様の御尽力をいろいろ頂いて今日に至っているということで、非常に感謝申し上げます。

子供用製品の指定等々含めて賛成でございます。異論はございません。

以上です。

○鷺田部会長　　ありがとうございます。

これで一応、私以外の皆さんということですね。

私としまして、3歳未満向け玩具を特定製品及び子供用特定製品に今回指定するという基本的な方向性は非常にすばらしいと思いました。

マークの案は、やはり案1のほうがいいかなと思います。

あと、確認ですが、4ページ目の十三の法令上の書きぶりはまだ定まっていないということで、本審議会の後に、またこれの процедуруをすることによって理解いたしました。

以上になります。

それでは、今までの御意見について、事務局から御回答、補足説明等をお願いいたします。

○佐藤課長　　消費経済審議会の委員の先生方、御意見・御指摘を賜りまして、大変ありがとうございます。

まず、マークの案でございます。資料1のページでいきますと、11ページ目でございます。

こちらにつきましては、消経審の先生方から、案1のほうがというお声を非常に多く頂きました。この後、産構審の先生方からも御意見を賜れればと思いますが、御意見を踏まえまして、消費者の皆様により分かりやすいマークということで決めていければなと思っています。

青柳委員から、対象年齢が高いような製品を指定する場合は、マークの在り方、例えば、マーク自体を変えたりもするのかといった御指摘を頂いたかと思います。

こちらは子供用特定製品というもののマークでございますので、おもちゃに限らないですが、今後、対象年齢がもう少し高い製品を仮に指定する場合であったとしても、制度と

しては、このマークを定めさせていただければと考えてございます。

他方、御指摘のとおり、このマークが持つ意味合いといったものにつきましては、対象年齢が高い製品であったとしても、子供の安全を確保する観点から、基準があつて、それを守っていただくとか、警告の表示があつて、それをしっかり御認識いただくことが重要な製品であるといった情報を、私ども国としてもしっかり発信していくことで、消費者の皆様へ御理解いただけるように取り組んでいければと考えているところでございます。

また、玩具につきましては、現状はひし形ではなくて、丸のマークにするといった点についてでございます。

丸のマークでスタートできればと我々考えてございますが、事故の発生状況などを踏まえ、今後、対応が必要ということになってくれば、マークの位置づけを見直すといったことも考えられますし、玩具以外の製品につきましても、今後、子供用特定製品に指定できればと考えてございますが、場合によっては、その中で、ひし形マークの対象になってくる製品もあるかと思っております。

本日、3歳未満向け玩具と併せまして、子供用特定製品の指定について御審議いただいております乳幼児用ベッドにつきましてはひし形マークの対象製品でございます。ですので、11ページに戻っていただいて、仮に案1のマークを採用させていただくとなった段には、ひし形マークのPSCと、このイラスト付きのマークを付して販売していただくことが必要ということで、こういった位置づけになってくるかと思っております。

また、乳幼児用ベッドのお話に行きまして、南木委員から、子供用特定製品への位置づけの意義について、改めてといった御指摘も頂戴いたしました。

ページでいきますと、次の12ページ目でございますが、乳幼児用ベッドについては、繰り返しになりますが、既にひし形マークの対象ということで、販売いただく際には、技術基準にしっかり適合するのに加えて、第三者による検査を経たものでないと販売してはいけないという形になってございます。

他方、大変残念ながら、事故の状況などを拝見いたしますと、その使い方などについても、改めて消費者の皆様へしっかり御理解いただくことが必要ということで、私どももそういうことをしっかり情報発信させていただきながら、正しい使い方をしっかり守って使っていただくことが必要ではないかと考えた次第でございます。ですので、乳幼児用ベッドにつきましては、先ほど警告表示の案みたいなものも少しお示ししましたが、消費者の皆様が使う際には、正しい使い方を改めて認識いただけるような表示を付して販売して

いただくことになっていくかなと思ってございます。

また、ガストーチについても御指摘を頂いたかと思っております。ガストーチにつきましては、注意喚起が必要であるといった御指摘も頂きましたし、唯根委員からは、廃棄の仕方や処分の仕方といった点についても御指摘を頂きました。

こちらについては、ガストーチ本体というよりは、ガスボンベも含めて、どう使うのか、どう捨てればいいのかといった論点かなと思ってございます。このあたりは製品安全4法と直接関係ない部分もあるかもしれませんが、使っていただく際に、どういう情報発信が必要なのかという点について、業界とも相談できればなと考えているところでございます。

また、行ったり来たりで恐縮でございますが、関委員からは、玩具以外の製品の取扱い、基準をどうしていくべきなのかといった論点や、玩具以外の製品が今後規制対象になってきたときに、法律の施行後、制度の施行後の、施行前に作られた製品の取扱いといった点についても御指摘を頂いたかなと思ってございます。

もちろん、今後、別途の製品を改めて指定させていただく際には、その技術基準はどうあるべきなのかといったことを、その製品の特性を踏まえて、しっかり考えさせていただきたいと思ってございます。

海外から入ってくる製品もあれば、日本企業様が海外に輸出などを展開されているといった事情もあるかと思いますので、一定の国際整合性は意識する必要があるかと考えてございますが、先ほどSG基準の例も御紹介いただきましたけれども、SG基準において、例えば、基準がどのようにつくられているのか、どういう意図を持って、どのような基準が定められているのかといったことなども勉強させていただきながら、基準の在り方について考えさせていただきたいと思ってございます。

また、制度施行後の、施行前に作られた製品の取扱いについても、玩具については、本日の資料、今、御覧いただいております9ページ目のような取扱いを現在考えてございますが、これから玩具以外の製品を検討するに当たりまして、今後指定させていただく製品の取扱いにつきましては、その製品の流通実態などを踏まえまして、しっかり検討できればと考えてございます。

また、田辺委員からは、CEマークとの関係といった点も御指摘いただきました。

CEマークはヨーロッパのマークだと思いますが、ヨーロッパの基準をしっかりとクリアしているということで、CEマークを付していただいているということかと思います。

日本向けに販売いただく際には、日本のマークが必要ということでございますので、C

Eマークと必要なP Sマークを併記いただいて販売いただくことになるかなと考えてございます。

今でも、例えば電化製品などでは、C Eマークと併せまして、電気用品安全法はP S Eでございますので、P S Eマーク、両方が付されている製品も非常に多くあるかなと思ってございます。そういった製品と同じような扱いになっていくのかなと想定されるところでございます。

最後に、鷺田部会長から、今後の手続についても御指摘を頂戴したかと思います。

ページで申し上げますと、4 ページ目の漢数字の十三といったところが、現状、私どもが想定しております法令上の書きぶりの案でございます。審議会での御審議と並行いたしまして、この法律の書きぶりをどうするかという調整も進めさせていただいてございますが、この法律の書きぶりについても、整いましたタイミングで、消費経済審議会の皆様には、別途、書面にて御了解いただくといった手続をさせていただければと考えてございます。

一旦、御回答は以上でございます。御指摘、大変ありがとうございました。

○鷺田部会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、産業構造審議会の委員の皆様から同様に御意見を伺いたいと思います。御発言を希望される委員の方は挙手ボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、藤野委員、お願いいたします。

○藤野委員 主婦連合会・藤野でございます。

丁寧な御説明、どうもありがとうございました。

ただいま消経審の委員の皆様から御意見を頂きまして、非常に参考になりました。

私からは1点、マークについてですが、私も、イラストのついた左側のマークがシンプルでいいと思います。

ただ、対象年齢のことに关しまして、赤ちゃんのイメージという青柳先生からの御意見もありましたが、髪の手を少し増やして、お耳をつければ子供になるかなと。これは私の個人的な案でございますので、少し検討していただいて、イラストのついた、この案一つでいくのでしたら、もう少し対象年齢が高いお子さん向けにもなるようなマークのほうがよろしいのではないかと思います。

あと、関委員から、中古品も、一定期間を過ぎたら強制規格を、という御意見がありま

して、私もそれは賛成で、中古品はいつまでたっても対象外ではなく、一定期間を経たら対象としたほうがよろしいのではないかと思います。

もう一つ、唯根先生がおっしゃってくださった、施行に先立って広報を、というのも大賛成でございまして、これが早く周知されることが大事だと思いますので、その工夫もしていただけたらと思います。

ガストーチのほうですけれども、取扱説明書の添付ということが7ページに書かれていましたが、私は、製品そのものに注意喚起を書いてほしい、簡略でも、取扱いをはっきり書かれたほうがよろしいのではないかと思います。取扱説明書が製品と別にあるよりは、製品に記載があることを義務づけていただけたらと思います。

先ほど佐藤さんからの説明で、広報も十分やっていくということでしたが、どちらにも関係するのですけれども、やはり消費者の使い方がすごく大事だと思います。表示と周知と広報の一層の努力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、山内委員、お願いいたします。

○山内委員 御指名ありがとうございます。山内でございます。

まず、製品安全4法についての子供の玩具のほうですが、説明をお聞きしまして、内容を含めて全体に賛同でございます。

その中で「3歳未満向け玩具」とは、一体何ぞやというところについては、文言も含めて、皆さん、かなりお悩みであるところで、私には、8ページのアプローチが非常にしっくりきました。つまり、＜使用年齢基準案のイメージ＞というところですが、単に、設計者や販売者が、これは何歳向けだよと思ったからそうなるということではなくて、ちゃんと外部に露出するような広告、あるいは一般的な捉え方、合理的な推測といったところ、客観性を持って判断するこのアプローチはとてもよいかと考えました。

というのは、特に、今までおもちゃを作られている日本の多くの会社は、対象年齢などについても非常に誠実に対応されているのではないかなと思ひまして、真面目にやっている人たちが不利になって、逆に、対象年齢を恣意的に決めてしまう設計者・販売者が得をするような制度はよくないので、これはすごくいい基準であり、ここが肝ではないかなと感じました。

これは議論が尽くされた感もございますが、11ページのマークについては、私も案1は

とても分かりやすいなと感じました。親しみがあり、安心感があり、消費者、あるいは、このマークをつけて製品を売っていかうという事業者の両方に非常に受け入れやすい案かなと思いました。私の主観でございますが、女の子にも見え、男の子にも見え、片方ではないというところにも工夫を感じて、いい図柄だなと考えておりました。

長くなってすみません。最後に、携帯液化石油ガス用バーナーの件でございますが、こちら、危険性などから、一段厳しいひし形の特定製品にすることを含めて賛成でございます。

この製品が「ガストーチ」と呼ばれる製品だと分かる方は、この製品に割となじんでいる方かなと思ひまして、「お寿司屋さんとかでよく見るあれを使いたいな」と思って、ぱっと買うような、名前になじみがない方のほうがむしろ事故に巻き込まれやすいのかなということから、ガストーチだけではなくて、今回、携帯液化石油ガス用バーナーとも書いていただいたのですが、「携帯液化石油ガス用バーナー」と言われても、多くのあまり慣れていない人は、「ああ、あれのことだ」と思い浮かばないと思いますので、広報時、こういうものに気をつけてくださいというときに、「あ、お寿司屋さんであぶりトロサーモンとかをつくるあれね」と分かってもらえるようなネーミングでやっていただくことが大事ではないかと思いました。当然、ガストーチも大事なネーミングだと思うのですが。

以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。

続きまして、釘宮委員、お願いいたします。

○釘宮委員 消費生活アドバイザーの釘宮でございます。

まず、3歳未満向け玩具を特定製品及び子供用特定製品に指定することにつきまして賛成いたします。

その技術基準についてですが、リスクの高い製品が国内に流入するのを防ぐことができるようにという観点が大事と考えますので、国際規格ISOやEN、ASTMのような諸外国の規格と同等のものにすべきと思います。ですので、これらの規格を玩具の技術基準に適合する整合的な規格として明示することについては妥当と考えます。

次に、法施行前に製造・輸入された製品についてですが、販売規制を適用しないことについては、致し方ない部分もあると思うのですけれども、国内に残留したリスクの高い製品によって事故が起きないようにしていく、注意喚起をしっかりとっていくというところが何よりも大切と考えます。

イラストですが、これにつきましては、私も案1のほうに賛成いたします。イラストのほう、海外の事業者で、このマークをつけて日本で販売したいという方にも理解してもらいやすいのではないかと思います。

最後に、乳幼児用ベッドの子供用特定製品の指定につきまして賛成いたします。これは現在ひし形のマーク、特別特定製品の対象になっているわけですが、今般、子供用特定製品の категория が設けられるといった場合、どのように扱うのかというのが非常に気になってきたところです。子供用特定製品に指定することで、これまでの特別特定製品としての登録検査機関による適合検査の義務に加えまして、子供用特定製品に対する注意表示が付されることになりますので、技術基準による安全の確保、消費者の正しい使い方の理解ということにつながっていくと考えます。

私からは以上です。

○驚田部会長 ありがとうございます。

順番が前後してすみません。遊間委員、お願いいたします。

○遊間委員 国際社会経済研究所の遊間でございます。

御説明ありがとうございました。

2つコメントさせていただければと思います。

1つは、玩具についてでございますが、使用年齢基準を6歳とすることで、規制を回避することができてしまうリスクがあることは、資料の中でも御指摘いただいておりますが、このようなことがありますと、規制をしても、実効性が伴わないということになります。これから具体的な基準を決めていくことになるかと思いますが、ぜひこのようなリスクへの御対応もお願いできればと思います。

2つ目は、子供用特定製品で、乳幼児用ベッドを指定するという件でございます。子供を寝かす機能を持った製品と考えた場合に、こちらでお示しいただいているのは、いわゆる昔ながらのベッドということでございます。しかしながら、昨今では、例えば、チャイルドシートを外して、お部屋でそのままベッドとして使えるような製品や、バウンサーのように、子供を寝かしつける機能を組み合わせたような製品も出てきております。特に、バウンサーに関しては、先日、アメリカのフィッシャープライス社で大規模リコールが出て、その危険性も重視すべきところでございます。同じベッドといっても、新しい製品や使い方が広がってきておりますので、検討に当たっては、ぜひこのような状況も前提に、御検討いただければなと思っております。

以上でございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。すみません。バウンサーというのはどんな感じのものなのですか。

○早川委員長　平らなもので、ボヨンボヨンとしたものです。

○鷺田部会長　ああ、平らでボヨンボヨンするものなのですか。あ、資料がありました。分かりました。ありがとうございます。私が勉強不足なもので、すみませんでした。

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、西田委員、お願いいたします。

○西田委員　東京科学大の西田と申します。

3歳未満向けということからスタートするということで、これまで6歳未満などいろいろ議論があったのですが、ひとまず、この年齢が多いということで、妥当ではないかなと思います。

資料1の5ページ目や6ページ目、8ページ目に、具体的な技術基準案のイメージが示されているのですが、これは、私の理解では、今後こういうところを検討するというところで、参考やイメージが書いてあるのかなと思いました。現段階では、ここの部分は網羅性があるように見えなかったもので、例えば、こういうところなどは、今後検討予定だけれども、詳細は別の委員会等で検討していくという意味かなと理解しております。子供の場合は、「ガイド50」と呼ばれる、こういうところは気をつけなくてはいけないなどが纏められた国際規格もあるので、そういうものも参考に網羅性も考えて検討していく必要があるのかなと思いました。それが1つ目です。

7ページ目の国際基準とのハーモナイズのところですが、これも、海外のきちんとした基準を踏まえて国内のものをつくっていくということで賛成です。

このやり方ですが、いいところを取ってアンドにしていくと、その基準を満たすことが大変になり、すごく厳しいものが出来上がる可能性も有るので、技術基準を作る方法はいろいろあるかなと思いました。どのようにハーモナイズするかというところはかなり専門的な知識も必要ではないかと思っていまして、この作業は具体的にどのように進めていく予定かというところが少し気になりました。

以上、2点になります。よろしくお願いします。

○鷺田部会長　ありがとうございます。

それでは、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 坂本です。

御説明、どうもありがとうございました。

資料1からですが、全体として、提案内容には賛同いたします。

11ページのマークの件に関しましては、私も、案1のほうが分かりやすく賛成なのですが、もしも何らかの理由で、案2のように文字を使うことになるのであれば、「こ」ではなくて、平仮名でも「こども」と3文字書いてしまうほうがいいのではないかと思います。

9ページのアンティークの扱いの件に関して、関委員などからの御意見を拝聴して思ったのですが、事故を防ぐことが一番重要という点は賛同いたしますので、その観点からは、玩具としての流通は一定の猶予期間などを規定するほうが望ましいだろうなと思うのですが、アンティークに関しては、そのアンティーク自体の価値を認める人とか、子供の玩具として、こういうものもあるという文化の継承としての売買であったり、流通形態を残していくことを望む方々もいるのではないかなと思ひまして、その観点から、素人意見になってしまうのですが、例えば、玩具としては販売しないけれども、雑貨としては販売可能であるとか、わざと高い対象年齢を明記して、注意事項も明記する形での販売を可能にするような扱いが可能なのか、流通を禁止するとなったら、一律に禁止するものなのか、これは質問なのですが、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

次に、資料2に関してですが、資料2も、提案内容に関しては異論なく、賛同いたします。

前回から御意見のあったとおり、事故が起きていることの注意喚起はもちろん大事で、それに加えて、今回、規制対象とした、あの指定の議論がありますので、経過措置期間が過ぎた後は、適合マークのある製品を使いましょうということも消費者に周知すると、事故の防止に役立つのではないかと思います。

以上です。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

それでは、安好委員、お願いいたします。

○安好委員 キッズデザイン協議会・安好でございます。

資料のまとめ、また、御説明ありがとうございました。

私からは、資料1について、2点コメントさせていただきます。

4ページの上段に記載がございますが、まずは3歳未満向け玩具を特定製品及び子供用

特定製品に指定ということで、こちらを急ぐという意味合いにおいて賛成いたします。

一方、続けて記載がございますが、6歳未満の玩具とか、玩具のみならず、育児・保育製品も引き続きの検討が重要であると考えております。

2点目でございます。同じページの下のほうの※印の部分でございますが、これは以前もお話を申し上げましたが、3歳未満の幼児は予想のつかないようないろいろな使い方、乱雑な使い方をいたしますので、技術基準に適合する安全な製品を設計していただくことも非常に大事なかなと思います。と同時に、幼児は、使い方を間違えると重篤な事故につながる場合も多々ございますので、正しい使用方法を保護者にしっかり周知して、認識していただくという取組が肝要であると考えます。

以上でございます。

○驚田部会長 ありがとうございます。

野々内委員、御意見など、いかがでしょうか。

○野々内委員 事務局の方には、御親切な説明、ありがとうございました。

マークは、私も案1に賛成です。誰でも一目で見て分かるので、それを使ってほしいなと思っています。

事務局さんも情報発信をするとおっしゃっておりました。私も、消費者に、スピード感を持って、タイムリーに浸透することが一番大事だと思っています。なので、例えば、子供を守るシーズンや月間をつくるとか、QRコードで、ここを出すと玩具のことが分かりますよといったものがあるか分かりませんが、なければ、つくられたらどうかなと思っています。

そして、おもちゃを作る企業さんや販売業者さん、教育現場から私たちの社会教育団体、報道関係の皆さんとともに、子供を守る月間というか、これが決まったらすぐに、こういうことになりましたから、皆さん、気をつけましょうねとか、安全に使いましょうということをタイムリーに住民に知らせてほしいなと思っています。

それから、ガストーチにしても同じことでして、目で知らせることが一番早いと思いますので、タイムリーにそれをつくってほしいと思っています。

以上です。

○驚田部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、早川委員長、御意見、いかがでしょうか。

○早川委員長 ありがとうございます。ただいま頂いたコメントにも関連しますが、幾

つか言及したいと思います。

まず、この2つの文書について御提案いただいたことにおおむね賛成でございますので、ぜひこの法執行で、新しい法律を力強く具体化していただきたいと考えております。

その上で、今までもいろいろ意見が出ています子供用特定製品のマークの件なのですが、子供用特定製品は法律上一つで定義されているので、年齢に合わせて何種類か用意するというのは現実的ではありませんし、また、混乱を呼ぶかもしれませんので、一つにまとめたほうがいいかなと思っております。

座長に今お願いして、私を一番最後にしてもらったのは、その間の時間、このデザインを自分なりに描いてみたのですが、これはすごくよくできていまして、目と目の間を開いたり、口との間を変えたり、髪の毛を1本足したりするとイメージが変わる。髪の毛を足すと赤ちゃんに見えないとか、目と目の間をちょっと変えると大人にも見えてしまうとか、いろいろあって、これは実はすごくよくできているデザインだなと思いました。

ですが、御意見があったみたいに、3歳未満にしか適用されないかのようなイメージがないようにということで、これは、案1か案2、どちらにしますかという観点からの、あくまで今のテンタティブなイメージだと思いますが、これは恐らく、それなりのスキルのある方がデザインされていると思いますので、その方に今の委員の方々の御懸念を示した上で、将来的に6歳未満にも適用されることを前提に、最もいいものは何なのかということ、ぜひデザインの際に御検討いただければよろしいのではないかと思います。

特に、日本における消費者といった場合において、必ずしも日本人だけではなくて、外国籍の方もいらっしゃいます。その方の中には、「こども」と読めない方もいらっしゃいますので、このイメージ図を全世界の方々が理解できるというところでは、また、外国の事業者の方も理解できるという観点ではよいのではないかと思います。

2点目は、日本の玩具業界がつくっている基準とグローバルな基準で、むしろ日本のほうが、安全性でより厳しいものを使っているような場合において、その基準をどうしていくかというところが一つ問題として提起されていると思うのですが、これは私の専門とも関係するのですけれども、例えば、WTOという自由貿易を守るほうでは、関税や輸入制限はほとんど問題になっていませんで、非関税障壁、つまり、我が国に物を売るときに、海外から障害になるようなものが仮にあったときには、WTOのフォーラムで問題にされたり、説明を要求されたりすることがございます。もちろん、それが業界の自主的なものであれば、国としては、我々が関与するものではありませんという説明ができるのですが、

今回、国が法律の根拠の下に規定を置いて、グローバルスタンダードからずれたものをつくってくると、WTO違反といった話も出てまいりますので、そこは慎重に考えたほうがよいということになるかと思います。

でも、逆に言いますと、日本の業界では、それよりはるかに安全なものをつくっていることを消費者の方々に理解いただくのも非常に大事なことだと思っております。この規制を説明する、あるいはこの枠組みを説明していく中において、ぜひ日本の玩具協会の努力を、STマークなどと併せて御説明いただいて、その中で、一定のものについて、日本のほうがこのマークの基準よりもより安全であるというアピールに、ぜひ経済産業省様にも御協力いただくことで、今のようなギャップの問題を解決いただくのが一番望ましい形ではないかと考えました。

それから、これは、ほかの委員の方々からも何度も御説明がありましたが、関係者の方々にこのシステムを理解していただかないと、せっかくつくったのに、全く意味をなさなくなってしまう。しかも日本の事業者の方々のほとんどは、こういうものがあって、一定の説明をすれば、きちんと従ってくれるものだとして理解されます。その意味においては、海外から輸入する製品も、日本のマーケットプレイスを使って輸入するものであれば、日本の業者様、マーケットプレイスの業者様に十分な御説明をすれば、その段階ではじいていただけると考えます。

しかし、今、日本の消費者に対して、海外のマーケットプレイスが様々な形で直接アクセスしております。非常に安い製品を、しかも魅力的なコマーシャルなどを使ってやって、実際にそれを通じて購入している方も非常に多くなっております。そうしますと、海外のマーケットプレイスの人にもこれを理解いただくのが非常に重要になります。また、前回の議論で、国内管理人という話がありましたが、そういったものすら使わずに、自己のウェブサイトを使って直販してくるような海外の事業者も当然ございまして、そういった方々に理解していただくということが非常に重要になってまいりまして、経済産業省としましては、前回出たような様々なチャネルを使って、ここを御説明いただくのも大事かと思えます。

また、当然ですが、これを購入するのは日本の消費者になりますので、日本の消費者の方々に啓発活動といいますか、いわゆる知識ある消費者として合理的な購買行動をしてもらえるようにやっていく。その中で、先ほど言ったSTマークは、さらにいい基準をつくっているということもアピールしていただければよいのではないかと思います。

特に消費者との関係で言いますと、実は昨日、ある新聞社から、今回の改正について質問のインタビューがあつて、そこで御説明させていただいたのですが、非常に面白く感じてもらえるんですね。最近のグローバル化やインターネットの広がりによって、今までなかった問題が発生して、それに対して、日本政府なり業界がどういう対応を取ろうとしているかというのを非常に興味深く聞いてくれました。番組にしても一つのコーナーが出来上がるような話なのですね。今、物の説明の仕方として、いろいろな会社が、PRという形で、単に広告を載せるのではなくて、様々な媒体と組んで、それを多くの消費者に、非常に興味深く、しかも分かりやすく、面白く取り上げてもらえるようにするいろいろな仕組みをつくるというのが試みられております。お役所の仕事とは伝統的ななじみがあまりないかもしれませんが、そういったものをお考えいただくと、今回の仕組みとか、何が問題なのかとか、従来の業界の努力はどういうものだったのかというのを消費者に正しく理解いただけるのではないかと思います。

もう一つなのですが、先ほど中古品について、アンティークとして輸入されるにはどうすればいいか悩ましいというお話もあつたのですけれども、その真逆で、使用目的を変えたら、この規制を免れるとか、使用年齢を恣意的に変更することによって実質的に迂回するのが横行するのも問題でございまして、変な例を挙げるようですが、交通違反の取締りを検知するレーザーの検知システムを車につけるのは違法なのですが、売っているところは、「こういう目的では使わないでください」と言って売っているんですね。そうすると、「あ、こういう目的で使えるのだ」と思って買うんですね。だから、業者によっては、それも悪質な業者であればあるほど、その使用目的や年齢を恣意的に操作することによって、この規制を迂回することができてしまうものでもあるので、先ほど委員からありましたように、それは客観的に決まるわけなので、そういうことをしても駄目ですよというのを、先ほどの説明の中でも事業者によく知ってもらうようにしていただければと思います。

その中で、中古品をどうするかというのはなかなか悩ましい話で、今、アイデアがなかなかないのですが。

以上、私からコメントさせていただきました。

○鷲田部会長 ありがとうございます。

それでは、また事務局から、産構審の委員の方の御意見に対する回答、補足説明等をお願いいたします。

○佐藤課長 事務局の製品安全課の佐藤でございます。

産構審の先生方におかれましても、御指摘を賜りまして、大変ありがとうございます。
多方面にわたりまして、多々御指摘を頂戴しまして、大変ありがとうございました。

まず、マークについてでございますが、資料の11ページでございます。先ほどの消経審の先生方の御意見も踏まえましてということで行きますと、案1か案2かでいくと、案1のほうという御意見が非常に大きく頂戴できたかなと思ってございます。

イラストについて、小さく見え過ぎはしないかといった御指摘や様々な御指摘を頂戴したところでございます。

実はこのマークについては、制度で行きますと、法律があつて、その下に政令があつて、その下に省令があるのですが、我々としましては、省令上、マークは定めることを予定しているところでございまして、省令でマークを定めるに当たりまして、パブリックコメントも実施できればと思っております。そういった際の御意見などを参考にしつつも、先ほど早川委員長から、よくできたマークというお褒めの言葉も頂きましたが、案1をベースにしつつ、そういった御意見なども踏まえまして、フィックスしていければと考えているところでございます。

また、子供用特定製品、特に3歳未満のおもちゃの技術基準について、西田委員からも御指摘を頂いたかと思います。

6ページ目ですか、1個前のページでございますが、技術基準も省令で定められればと思っておりますが、一言一句、このままの文言で、というものではございませんで、こういった趣旨のことを、海外のISOなどの規格なども参考にしながら、省令で定められればと今考えているところでございます。

では、実際にこの技術基準を満たしているものということで、次の7ページ目で、海外のISOやEN、ASTMにつきましましては、整合的な規格ではないかということで、省令の下に解釈というものがございしますが、解釈において、これらを明記できないかなと現時点で考えているところでございます。

運用についても西田委員からも御指摘を頂きました。全てを満たすようにしてしましますと、非常にハードルが高くなってしまうといった御指摘も頂きましたが、例えば、上から3つ目、シンガポールやオーストラリアなどでもこれらの規格が引用されているところでございますが、いずれかの規格を満たしていればといった運用の仕方もあると承知してございますので、それらの国の運用の仕方なども参考にさせていただきながら、日本における運用の仕方についても検討ができればと考えてございます。

それから、年齢基準についても御指摘を頂きました。山内委員、最後、早川委員長からも御指摘を頂いたかと思います。客観性があるということで、市場において、どのような広告を使っているか、外部に対して、どのようにアプローチをしていくかという観点で、こうした基準が妥当ではないかといった御指摘を頂きました。真面目にやってらっしゃる事業者さんが不利にならないようにという観点の御指摘も頂きました。

私もそのあたりは意識して、対象年齢を不当に上げて販売されることがないようにという観点でも、使用年齢基準を考えながら、実際の運用も意識ができればと考えてございます。

また、子供用製品につきましては、中古品と申しますか、9 ページ目、法律の施行より前に製造ないしは輸入された製品の取扱いについても御指摘を頂いたかと思います。釘宮委員から、致し方ないところはあるけれども、しっかり注意喚起が必要であるといった御指摘も頂戴いたしました。また、坂本委員からも、販売の仕方に関する御提案を頂いたところでございます。

我々も、今回、玩具を対象と考えさせていただくに当たりまして、どういう流通形態になっているのかといったことは勉強も少しさせていただきましたが、非常に多くの流通形態があって、おもちゃ屋さんだけではなく、いろいろなお店で売られていたり、場合によっては、先ほども少し議論が出たように、中古品ではないとしても、古いお店で30年前の製品が売られている。このような実態もあると承知しているところでございます。

同じ製品であったとしても、販売の仕方、これは対象です、これは対象外ですと区別するのは、紛れもあって、なかなか難しいところもあるかなと考えてございますので、私どもとしましては、施行前に作られた製品に関しましては、施行後であったとしても、規制は適用しないという方向で検討できればと考えてございます。

他方で、釘宮委員や坂本委員、そして藤野委員御指摘の御趣旨のように、消費者の皆様に対する周知や注意喚起は大変重要だと考えてございますので、日本において、これからこういう制度が入って、こういう規制が入っていきます、制度に適合したものについてはこういうマークが付されますといったことについて、しっかり広報していくことで、消費者の皆様の御理解や流通現場の御理解が得られればと考えているところでございます。

また、広報についても、多くの皆様から御指摘を頂いたかと思います。消費者の皆様向けの広報という意味では、藤野委員、唯根委員からも御指摘を頂戴したかと思います。

マークを定めさせていただいた暁には、マークやマークの持つ意味について、消費者の

皆様への発信はしっかりできればと思っております。私どもの発信ツールももちろん使わせていただければと思っておりますし、先ほど「月間」という言葉も頂きましたが、毎年11月は「製品安全総点検月間」ということで、力を入れた広報も展開しておりますし、古田委員には産構審・消経審に御参加いただいておりますけれども、N I T Eの皆様にも、いろいろな事故に関する注意喚起の動画などを通じた広報などにも御協力いただいているところでございます。こうした皆様のお力も頂きながら、広報にしっかり取り組ませていただければと思います。

また、海外向けの広報といった点についても、早川先生から御指摘を頂いたかと思います。海外のプラットフォーマーみたいな方から日本向けに販売されるようなケースもあるといった御示唆も頂戴いたしました。

我々としみしても、日本向けに販売される製品につきましては、しっかり基準を守っていただく。これは子供用製品に限りませんが、P S マークをしっかり付していただく、基準をしっかり守っていただくことが原則と考えてございますので、国内のそういったネットモールの皆様のみならず、海外から日本向けに販売されているようなケースがあれば、そうした方々にも御説明に上がりながら、そこで販売されている製品の法令への適合を求めていければと考えているところでございます。

また、乳幼児用ベッドについても御指摘を頂きました。乳幼児用ベッドについて、特に遊間委員からは、今回の規制対象である乳幼児用ベッド以外の、昨今、海外では規制が厳しくなっているような、ないしはリコールなどもされているような製品もあるのではないかと。この点は、先ほど関委員から頂いた御指摘にも通じるところがあるかなと思っております。その意味では、今般、玩具と乳幼児用ベッドを子供用特定製品に指定させていただくことができればと考えてございますが、そのほかの製品の取扱いをどう考えていくのかといった際に、ぜひまた御意見を頂きながら、検討ができればと考えているところでございます。

また、ガストーチについても御指摘を頂きました。藤野委員から、製品そのものにいろいろな表示ができないかといった御指摘も頂戴したかと思います。

ガストーチの資料の2ページ目あたりに、ガストーチ製品を写真で少し明記させていただいております。赤い枠で囲った部分がガストーチと言われる製品でございまして、製品自体の大きさも限られていますので、ここにどこまで表示できるかといったところも一つの論点かなと思っておりますが、製品ないしは少なくとも取扱説明書においては、注

意すべき点などについて表示いただくように検討できればと思いますし、これは先ほどの繰り返しになってしまいますが、消費者の皆様に必要な情報発信という観点からは、この表示に限らず、業界の皆様と連携しながら、どういう情報発信の仕方があるのかということとは意識できればなと思ってございます。

また、山内委員からは、ガストーチという製品名、法令上でいきますと、携帯液化石油ガス用バーナーという名前になりますが、これでどこまで認識いただけるのかといった御趣旨の御指摘も頂戴したかなと思ってございます。

法令上の書きぶりとか、この資料上では、今、このような形で御相談申し上げておりますが、実際に消費者の皆様には情報発信などをさせていただく際には、例えば写真や動画などで、「あ、あの製品だな」といったことがしっかり御認識いただけるような形で、注意喚起も含めた情報発信ができればと考えているところでございます。

一旦、以上でございます。産構審の委員の皆様から御指摘いただきまして、大変ありがとうございました。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

では、続いて、オブザーバー団体の皆様から、御意見があればお願いいたします。発言を希望する方は挙手ボタンを押していただければと思います。

それでは、日本玩具協会さん、お願いいたします。

○日本玩具協会（菅家） どうもありがとうございます。日本玩具協会でございます。

資料1の7ページに、技術基準の整合規格に関しまして記述がございます。恐縮でございますが、それにつきましてコメントを申し上げさせていただければと存じます。

技術基準への適合確認の参考となる規格、「整合規格」と呼んでいただいておりますが、それについて、ISO 8124-1、EN 71-1、ASTM F 963の3つの規格を提示いただいております。この3規格は、国際的に確立いたしました規格でございますので、参考となる規格とすることに異存はございませんが、日本の市場で、実際にこれまで安全を確保してまいりましたのは、ISO規格に準拠いたしましたST基準でございます。

こうした日本市場での安全規格の使用実態を踏まえて、「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」が昨年ございまして、そちらの報告書では、基本はこの3つの規格によるとして、STマークやSGマークについては、基準が国際基準と整合している場合、追加の検査試験は不要とすることも考えられるとして、国際基準と整合していることを条件に、ST基準、STマークを活用すると。その方向性が打ち出されていたかと存じます。

なお、ST基準にISO規格を使うに当たりまして、私どもは、著作権者でございます
ISO本部からISO基準の使用許諾を得る必要がございます。日本玩具協会は毎年、相
応の著作権料をISO本部に支払っております。ISO8124の著作権の使用許諾を受け、
ISOに整合したST基準を作成しております。つきましては、ST基準はISO基準に
連なる規格となっております。

経済産業省の皆様におかれましては、検討会報告書に沿いまして、技術基準への適合性
の確認に当たりまして、ISO規格とリンクしたST基準を利用することが可能であるこ
とが事業者にも明確に伝わるように、今後の行政文書等において明示していただけることを
切にお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○驚田部会長 ありがとうございます。

続きまして、オンラインマーケットプレイス協議会の片岡さん、よろしいでしょうか。

○オンラインマーケットプレイス協議会（片岡） オンラインマーケットプレイス協議
会の片岡です。

御説明ありがとうございました。

幾つか質問とコメントです。

まず、玩具のほうですが、資料1の8ページで、警告表示のイメージを表示していただ
いて、ありがとうございます。これは、先ほど来のお話で、こういった文言が消費者に広く
伝わるのが重要だなと思っています。ECサイトやECモール等でも、こういう表示を
積極的にしていくことを考えていきたいと思っており、例えばPSマークのことや、それ
ぞれの製品の警告表示の内容については、ぜひメーカーさんなどとも協力できればと思っ
ていますので、ECサイトで販売事業者等が表示を引用したり、分かりやすく表示しやす
いように、今後、広告宣伝の素材など、メーカーから販売者まで、うまくデータが流れる
ような工夫もしていただけるとありがたいなと思っております。

それから、中古流通のところですが、先ほど来、いろいろな御意見がありまして、確か
に中古流通はすごく悩ましい問題だなと思っていますが、玩具に関しては、どうしてもあ
る程度の中古流通がありますので、その流通形態や実態に配慮して、小売業者などに過度
な負担がかからないように、あるいは、SDGsの観点で、受け継いでいくようなものも
ありますので、そういったところに配慮していただければなと思っております。

一方で、モールとしては、いつまでもマークのないものが販売されていていいのかとい

う観点があるのは重々承知しておりますので、うまいこと、何か工夫ができればと思っていますが、いずれにせよ、そのあたりは慎重に配慮していただければと思います。

あと、スケジュールについてお伺いしたいのですが、今後のスケジュールということで、施行期日は来年の12月あたりになると思うのですが、細かいことが決まって、大体いつぐらいからマークつきの製品が流通し始めるのかといったところをお伺いできればと思います。もちろん準備状況もあるのですが、こちらとしても、出店者向けなどに、どのあたりからどういう周知をしていけばいいのかというところがありますので、お伺いできればと思います。

ガストーチに関しても、いつぐらいをめどに政令が出るのかというのを非常に気にしております。こちらでもモール内のルールの改正などをしなければいけないと思っていますので、今の段階で分かっていることがあれば、そのあたりもお知らせいただければと思います。

以上です。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

オブザーバーの方、ほかに御意見がございますでしょうか。

日本リユース業協会、お願いいたします。

○日本リユース業協会（伊藤） 中古品の扱いについてでございますが、今後、さらに詳細な検討がされていくかと思しますので、ぜひ継続して、私たちの業界とも意見交換をさせていただければと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、今のオブザーバー団体からの御意見につきまして、事務局から御回答、追加の補足説明をお願いいたします。

○佐藤課長 事務局でございます。

オブザーバー団体の皆様におかれましても、御指摘を頂きまして、大変ありがとうございました。

順番にお答え申し上げますと、まず、玩具の基準についてでございますが、私どもとしまして、7ページ目にお示ししておりますとおり、技術基準に適合する整合的な規格という意味では、一番下の●にございますが、ISO、EN、ASTMあたりを明示できれば

など考えているところでございます。

他方で、今ほど御指摘を頂きましたが、STマーク、ST基準につきましては、ISOを踏まえた基準と伺っているところでございます。整合規格で私どもが明示させていただくこれらの基準と同等の安全性を確認させていただいた上で、どのようにしていくのかといった点については、引き続き、個別にも御相談ができればと考えているところでございます。

また、先ほど来、中古品といった御指摘も頂いておりましたが、資料でいきますと、9ページ目ですかね。中古品というよりは、私の説明が悪くて申し訳ございませんが、法律・制度が施行される前に製造された製品の取扱いといったところでございます。

オンラインマーケットプレイス協議会の片岡様からも言及いただきましたが、玩具につきましては、流通形態が非常に多様といったこともございまして、施行日以降でも、施行日前に製造された製品が、様々な販売源様、様々な流通関係の事業者様のところに流通在庫等の形で残っていることも想定されるところでございます。ですので、私どもとしましては、施行前に製造や輸入された製品につきましては、販売規制を適用しないということで考えられればと思っております。

他方、繰り返しになりますが、そうだったとしても、消費者の皆様に対する注意喚起は必要という点は、まさに御指摘のとおりと考えているところでございますので、我々としては、消費者の皆様向けの情報発信ないしは小売現場の皆様への情報発信などをしっかりさせていただければと考えているところでございます。

最後に、リユース業協会様からは、中古品についての取扱いといった点も御指摘いただきました。

今、御覧いただいているもの以外の中古品に関しましては、パッケージがない商品も多いということで、中古品に関して、別途、特例を設けさせていただくことを想定してございます。こちらにつきましては、私ども、現在検討中のところがありますので、私どもの中でもまた検討をさせていただきまして、実際、実務に当たっていらっしゃる業界の皆様とも意見交換させていただきまして、制度の案をお示しできればと考えているところでございます。

最後、スケジュール感について御指摘を頂きました。

まず、玩具も含めた4法のほうでございますが、今、14ページを御覧いただいております。

まず、3歳未満向けの玩具や、本日、御審議いただきました乳幼児用ベッドにつきましては、子供用特定製品に指定できればと考えてございますが、実際、その制度がスタートしていくのは、まさにこの法律がスタートするタイミングでございますので、一番下にございます令和7年、来年の年末頃ということで御認識いただければと考えてございます。

他方、ガストーチにつきましては、4法の改正と直接連動があるものではございませんので、本日の御審議で、おおむね皆様から、規制対象とすることについて御了解いただきましたので、それを踏まえた手続を開始させていただきまして、政令を改正する手続をさせていただいて、それを公布し、施行するという段取りで早急に進めさせていただければと考えているところでございます。ですので、ガストーチにつきましては、4法のほうは来年の年末が施行のタイミングでございますが、それよりも早いタイミングで施行できると考えているところでございます。

私から以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございました。

前回会議の冒頭、事務局から「消費生活用製品安全法の改正において新設された子供用特定製品の指定については、消費経済審議会へ諮問することとされている」旨の説明がありました。前回及び今回の皆様からの活発な御議論及び事務局からの回答をもって、方向性は一致できたかなと考えております。

ついては、本件の今後の進め方・取扱いについて、事務局からの提案・説明をお願いいたします。

○佐藤課長 部会長、ありがとうございます。今ほど部会長からお話を頂きましたとおり、改正消費生活用製品安全法で創設いたしました子供用特定製品の指定に当たりましては、消費経済審議会に諮問することとされているところでございます。

前回及び本日の御審議を踏まえまして、子供用特定製品として指定する内容といたしまして、3歳未満向けの玩具及び乳幼児用ベッドについては御了解いただけたのではないかと考えているところでございます。

先ほど資料1の御説明の際にも少し触れさせていただきましたが、並行して、これら製品の法令上の文言について調整させていただいているといったところでございます。文言が固まりましたタイミングで、別途、書面にて消費経済審議会を開催させていただきまして、これら2製品につきまして、子供用特定製品に指定させていただく諮問及び答申の手続をさせていただければと考えてございます。

先ほどスケジュール感についてお尋ねがありましたが、来年末の改正法施行に当たりまして、早期に規制対象の製品を定めさせていただくとともに、対象となる関係企業の皆様、事業者の皆様に十分な周知期間を設ける観点から、書面会議の実施につきまして御理解いただければと考えてございます。

以上でございます。

○鷺田部会長 ありがとうございます。この書面というのは、紙の書面、あるいは電子的なもので……。

○佐藤課長 書面と申し上げましたが、電子メールなどで御連絡を取らせていただきながら、手続をさせていただければと考えてございます。

○鷺田部会長 分かりました。ありがとうございます。

前回、今回と御審議いただいた子供用特定製品の指定に当たっての消費経済審議会での諮問・答申手続については、今ほどの事務局の説明のとおり進めたいと思います。消費経済審議会の委員の皆様、よろしいでしょうか。異議がなければ、「異議なし」とお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」声あり）

ありがとうございます。それでは、今ほど事務局から御説明のあったプロセスで進めたいと思います。消費経済審議会の委員の皆様には、今後の書面の審議に御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、予定の議題は終了いたしました。

最後に、事務局より連絡があればお願いいたします。

○佐藤課長 本日も御審議を賜りまして、大変ありがとうございました。

本日の議事録に関しましては、事務局で作成させていただきました上で、後日、委員の皆様方に御確認いただきまして、ホームページで公表させていただく予定でございます。御確認のほど、よろしくお願いいたします。

また、次回の会合につきましては、開催日程が固まり次第、事務局から改めて御連絡をさせていただければと考えております。

なお、先ほど、消費経済審議会の書面審議につきまして御了解いただきまして、ありがとうございました。別途、御案内申し上げますが、消費経済審議会の委員の皆様におかれましては、大変恐縮ながら、短期間での御審議・御確認を頂くことになるかもしれません。御理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鷺田部会長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会 製品安全小委員会及び消費経済審議会
製品安全部会の合同会議を終了いたします。本日も大変熱心な御審議、ありがとうございました。
終わります。ありがとうございました。

——了——